

国保年金課

専決処分について（港区国民健康保険条例の一部を改正する条例）

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を当該被保険者等の属する世帯の世帯主に対して支給するため、港区国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分しました。

1 専決処分の日

令和2年4月24日

2 改正理由

国の令和2年3月10日付「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」を受け、同日厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について」の通知があり、区内における感染状況等を踏まえ、事業の内容から速やかに条例を改正し、区民要望に応えることが必要と判断しました。

3 改正内容

対象者	被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者
支給要件	労務に服することができなくなった日から換算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日
支給額	直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数（上限：30,887円/1日）
適用	令和2年1月1日から9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）

4 想定人数および支出見込額

想定人数 244人

支出見込額 4,675万4千円

5 施行期日

公布の日（令和2年4月24日）